

放課後児童クラブ育成料減額・免除の取扱いについて（平成22年度税制改正）
～平成22年度税制改正前の扶養控除に準じた減額・免除額の決定について～

1. 税制改正について

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。そのため、対象となる方の市民税の所得割額が税制改正前と比べて高くなっています。

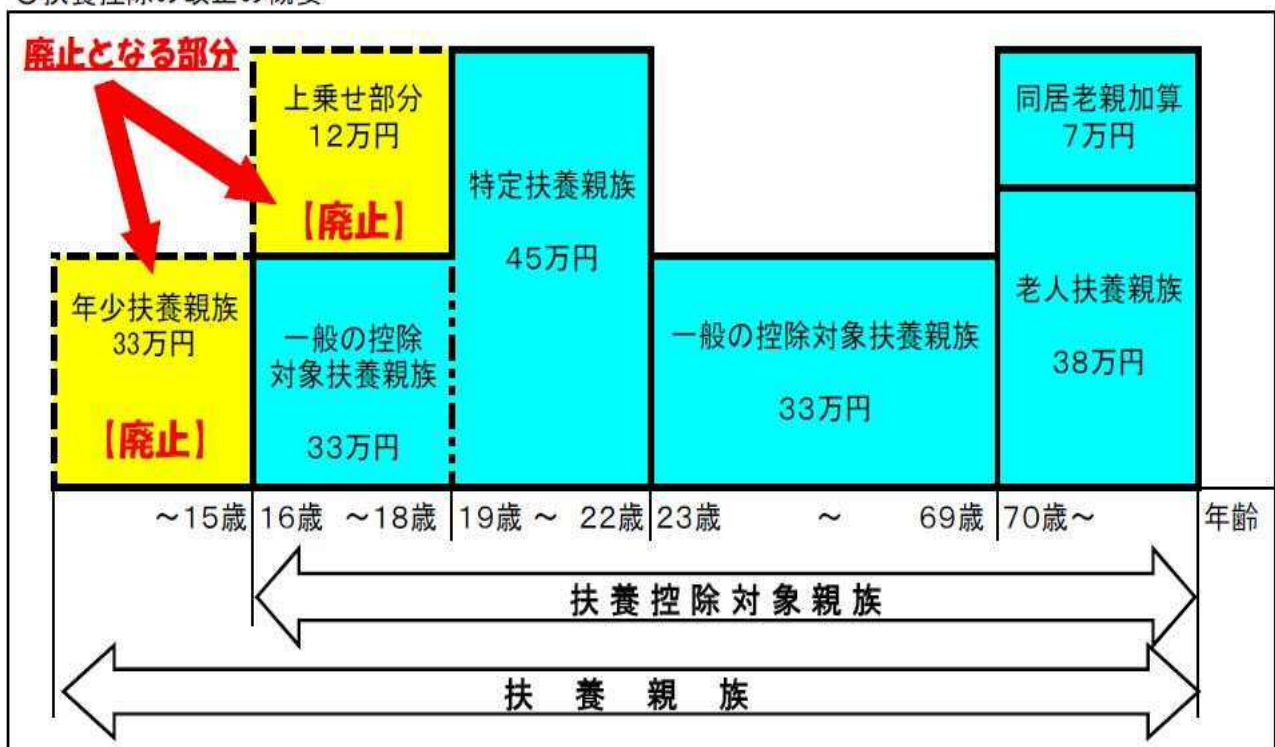
《平成22年度税制改正により廃止となった扶養控除》

- ・年少扶養控除 330,000円 × 16歳未満（0～15歳）の扶養親族の数
- ・特定扶養控除上乗せ分 120,000円 × 16～18歳の扶養親族の数

年少扶養控除 : 平成15年1月2日～平成30年12月31日生まれ
特定扶養控除上乗せ分 : 平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ

平成31年度市民税課税における扶養親族の年齢は、平成30年12月31日時点の年齢です。

○扶養控除の改正の概要



2. 育成料減額・免除の決定について

芦屋市放課後児童クラブの育成料の減額・免除制度においては、この税制改正による利用の負担増にならないよう配慮し、裏面の計算式により市民税所得割額を計算いたします。

裏面に続く

《 計算方法 》

$$\text{平成31年度市民税所得割額} - (\text{A} \times 330,000 \text{円} + \text{B} \times 120,000 \text{円}) \times 6\% = \text{計算後の市民税所得割額}$$

※「平成31年度市民税所得割額」は「市民税・県民税課税証明書」で確認できます。

※「A」は年少扶養控除対象人数（16歳未満(0～15歳)）。

※「B」は特定扶養控除上乗せ分の人数（16～18歳）。

※「6%」は年税額における市民税率（6%）と県民税率（4%）の割合。

※計算方法は簡易式のため、詳細は青少年育成課までお問い合わせください。

(例) 父親は市民税所得割額が 71,500円 で8歳と12歳と17歳の子どもを扶養し、母親は市民税所得割額が 15,300円 で子どもを扶養していない場合。

$$\text{(父親)} \quad 71,500 \text{円} - (2 \text{人} \times 330,000 \text{円} + 1 \text{人} \times 120,000 \text{円}) \times 6\% = 24,700 \text{円}$$

$$\text{(母親)} \quad 15,300 \text{円} - (0 \text{人} \times 330,000 \text{円} + 0 \text{人} \times 120,000 \text{円}) \times 6\% = 15,300 \text{円}$$

$$\text{(父親)} \quad 24,700 \text{円} + \text{(母親)} \quad 15,300 \text{円} = \text{(市民税所得割額合計)} \quad 40,000 \text{円}$$

よって、下記の「育成料減額免除基準」より**育成料50%減額**の対象となります。

育成料減額免除基準

区分	減額及び免除額	対 象
1	育成料の全額	生活保護法の規定による被保護世帯及び、母子・父子家庭で保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯
2	育成料の75%の額	保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯 (前号に該当する者を除く)
3	育成料の50%の額	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が6万円以下の世帯
4	育成料の25%の額	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が12万円以下の世帯
5	育成料の50%の額 (2～4に該当する場合は、当該規定による減額後の育成料の50%の額)	同一世帯から、2人以上の児童が入級している場合の2人目からの児童 ※申請する場合は、申請書のみ提出
6	市長が別に定める額	災害等特別な理由により、育成料の納付が困難となった世帯

上記の「年少扶養控除」と「特定扶養控除上乗せ分」に該当する親族を扶養されていた場合（別居も含む）は、育成料減額免除申請書（様式第9号）の扶養親族記入欄に名前・生年月日を必ず記入して下さい。記入がない場合は、正しく計算できないため、育成料の減免ができない（本来の額より高い金額となる）場合があります。

平成28年4月1日より、婚姻歴のないひとり親家庭についても、放課後児童クラブ育成料の減額・免除の判定に用いる市民税所得割額の算定において、寡婦（夫）の適用を行うこととなりました。詳しくは青少年育成課までお問い合わせください。